

本日、名古屋高裁金沢支部は、第3次、第4次小松基地訴騒音差止等訴訟について、原告ら住民の爆音被害と国の施策の違法性を認め、国に対し、原告への損害賠償を命じる判決を言い渡し、国の責任を断罪した。

今回の判決は、原判決（金沢地裁平成14年3月6日判決）が認めた75センターを超える地域に居住する原告らの救済を維持した点及び原判決が採用した危険への接近法理を排斥した点では高く評価できるものである。

しかしながら、今回の判決は、原告らが切実な願いとして求めた自衛隊機及び米軍機の飛行差止めは一切認めず、原告らが受けている爆音被害の根本的な解決を裁判所が放棄し、今後も原告らが爆音被害を受け続けることを事実上野放しにするものであり、この点で強い非難が加えられなければならない。

さらに言えば、今回の判決は、原判決が認めた自衛隊機の民事差止請求の適法性までも否定しており、極めて不当なものである。

また、原判決同様に、原告らが現実に健康被害に苦しんでいることが健康被害調査から明らかであるにもかかわらず健康被害を認めず、将来分の損害賠償も認めなかつた。さらには、憲法9条を逸脱して自衛隊の海外派兵が公然と行なわれ、小松基地への米軍の訓練移転などの米軍再編の中で、自衛隊及び在日米軍の違憲状態が拡大し、原告らが爆音被害を受け続けている状況であるにもかかわらず、自衛隊及び在日米軍の違憲性について何ら司法判断を示さず、政府・与党の暴走に歯止めをかけないという無責任司法の姿勢を露わにした。今回の判決はこれらの点でも、強い非難が加えられなければならないものである。

本件訴訟は、日々、戦闘機による爆音被害に苦しみ続ける原告らが、「静かで平和な空」の下で健康に暮らしたいという人間として当然のこと求めて立ち上がった訴訟である。今後も米軍再編が進み、自衛隊の違憲状態がさらに拡大し、自衛隊機及び米軍機による爆音に曝されることが続く限り、「静かで平和な空」の下での生活を願う我々の闘いは止まない。我々は今回の不当判決を乗り越えて、今後も自衛隊機及び米軍機による爆音被害の根絶を目指し闘い続けるものである。

2007年4月16日

小松基地騒音訴訟差止め等訴訟団・弁護団一同